

令和5年10月27日

開会 午後2時27分

閉会 午後3時28分

1 議事日程

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 認定第1号 令和4年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件

第5 第9号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

第6 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

1番 東野敏弘君

2番 下江一将君

3番 中村龍治君

4番 藤本一昭君

5番 浅田康子君

6番 丸岡弘満君

7番 大畑一千代君

8番 足立吉継君

4 説明のため出席した理事者（17名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市市長 高橋晴彦君

加東市長 岩根正君

多可町長 吉田一四君

消防担当課長

西脇市防災安全課長	山	上	公	平	君
加西市政策部防災課長	中	島	泰	秀	君
加東市総務財政部参事兼防災課長	長	谷	田	克	彦
多可町生活安全課長	今	中	大	祐	君

消防本部

消 防 長	東	田	幸	策	君
消 防 部 長	小	西	康	夫	君
警 防 部 長	小	林	克	樹	君
西脇消防署長	森	脇		浩	君
加西消防署長	飯	尾	昌	弘	君
加東消防署長	時	本	進	一	郎
総務課長	足	立	吉	則	君
企画財政課長	岩	城	雅	史	君
予防課長	宇	達	康	裕	君

5 出席事務局職員（3名）

総務課長	足	立	吉	則	君
総務課課長補佐	長	濱	央	治	君
総務課主任	山	口		令	君

○議長（浅田康子君） それでは、定刻前ではありますが、全員おそろいでございますので、開会したいと思います。第49回北はりま消防組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、慎重に御審議の上、適切、妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、片山管理者から御挨拶を頂きます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第49回北はりま消防組合議会定例会を開会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、本定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席いただき、また、日頃から当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことを、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

台風シーズンも過ぎ、過ごしやすい季節になりましたが、いつ起こるか分からない災害に向けて準備を怠らず、地域住民の方々に安全・安心を提供できるように全力で頑張っておりまいます。

本日提案させていただいている案件につきましては、御案内のとおり、決算の認定1件と条例改正1件でございます。慎重に御審議賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（浅田康子君） 管理者の御挨拶が終わりました。

午後2時27分 開会

開 会 宣 言

○議長（浅田康子君） ただいまの議員の出席数は8名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第49回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。この際、議事の進行上、3番議席の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。総務課長より報告させます。

足立総務課長。

○総務課長（足立吉則君） 命によりまして御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため、本定例会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりでございます。

次に、監査委員から、例月出納検査結果が提出されましたので、お手元に配付しており

ます。

以上で、報告を終わります。

○議長（浅田康子君） 以上をもちまして、報告は終わります。

日程第1 議席の指定

○議長（浅田康子君） これより、日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

今回、加東市議会におきまして、当組合議会議員が新たに選出されておりますので、会議規則第3条第1項の規定により議長から指名いたします。

3番に中村龍治議員を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（浅田康子君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により議長から指名いたします。

2番、下江一将議員、3番、中村龍治議員の両名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（浅田康子君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田康子君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 認定第1号

令和4年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件

○議長（浅田康子君） 次に、日程第4、認定第1号 令和4年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 認定第1号 令和4年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件につきまして御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して提案をさせていただきます。また、決算付属資料といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び令和4年度主要施策の成果に関する報告書を併せて提出いたしておりますので、御参照を賜りたく存じます。

令和4年度は、令和元年度から続く新型コロナウイルス感染症の流行に対処するため、感染防止資器材の充実に努めるとともに、地域住民の生命と財産を守るため、需要の緊急性や重要性を勘案して事業を選択いたしました。

施設整備では、西脇消防署の高規格救急自動車を更新整備し、救急業務体制の強化を図るとともに、女性職員の働く環境整備として、西脇北出張所及び加西消防署の女性用エリアの改修を行ったほか、加西消防署及び加西南出張所の経年に伴うオーバースライダーの不具合の改修工事等を行い、現場活動を支える資機材並びに職場環境の整備に取り組みました。

職員研修では、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の流行により多くの研修が中止となりましたが、消防大学校を初めとする各種専門研修に職員を派遣し、能力の向上に努めております。

それでは、令和4年度北はりま消防組合一般会計歳入歳出決算の概要につきまして、御説明を申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。歳入合計は、予算現額23億9,355万8,000円。収入済額は23億9,425万9,869円となりました。

2ページを御覧ください。歳出合計は、予算現額23億9,355万8,000円。支出済額は23億6,737万9,859円となり、歳入歳出差引残高は2,688万10円でございます。

3ページの実質収支に関する調書では、歳入総額23億9,426万円。歳出総額23億6,738万円。歳入歳出差引額は2,688万円で、実質収支額2,688万円となり、このうち1,400万円を基金に繰り入れております。

次に詳細につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。事項別明細書の1ページ、2ページを御覧ください。第1款分担金及び負担金につきましては、構成市町からの負担金収入済額は23億2,384万5,000円で、その内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。消防費市町負担金は、消防事務に関する経費について、組合規約により均等割2割、人口割8割の比率による負担のほか、県からの移譲事務経費等について構成市町に負担していただいております。

第2款使用料及び手数料は、収入済額328万5,400円で、危険物許可申請等手数料をはじめとする手数料収入として備考欄に記載のとおりでございます。

第5款財産収入は、財産運用収入として、財政調整基金及び消防施設整備基金の利子4万6,211円。財産売却収入として、令和3年度に更新した旧高規格救急自動車2台の公有財産売却オークションによる売却収入252万5,000円。担保金利子2円を合わせて、収入済額257万1,213円となっております。

第7款繰入金は、東条基地局移設に伴う実施設計業務の委託経費に充てるため、消防施設整備基金から143万円を繰り入れております。

第8款繰越金は、収入済額1,362万1,387円となりました。

第9款諸収入は、多可町内の播州トンネル、高坂トンネル、清水坂トンネル内に設置されております非常警報装置の管理受託事業収入と、令和2年度から令和4年度までの3年

間、兵庫県消防防災航空隊に派遣した職員の給与費等負担金のほか、備考欄に記載の雑入を合わせ、収入済額は1,610万6,869円でございます。

第10款組合債は、高規格救急自動車1台の車両更新に伴う財源として、3,340万円を収入いたしております。

次に7ページ、8ページを御覧ください。歳出です。

第1款議会費は議員報酬、議会の運営に関する経費で、支出済額25万3,221円。不用額は17万779円となりました。

第2款総務費は、監査委員等への報酬、弁護士への報償費のほか人事給与や財務会計システム等の経費、消防施設整備基金の積立金等で、支出済額2,800万8,671円。不用額は43万2,329円となっております。

第3款消防費は、支出済額21億2,718万9,990円。不用額は2,154万8,010円となりました。

第1目常備消防費は、消防本部及び消防署の人件費並びに管理運営経費で、支出済額20億8,052万5,592円。不用額は2,154万3,408円でございます。

主な支出の人件費は18億7,376万7,507円で、常備消防費の90.1%を占めております。

なお、不用額の主なものといたしまして、第3節職員手当等では、時間外勤務の削減に努めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大による事業の中止又は事業規模が縮小されたこと、さらに休日手当の支給が見込額を下回ったことなどによるものでございます。また、第10節需用費、第11節役務費では、見込額と支払額に差額が生じたことなどが主な理由となっております。

次に13ページ、14ページを御覧ください。第2目消防施設費は、支出済額4,666万4,398円。不用額は4,602円となりました。

主な内容といたしまして、第12節委託料は、東条基地局移設に伴う実施設計業務の委託経費でございます。第14節工事請負費は、加西消防署及び西脇北出張所における女性用エリアの改修並びに加西消防署のオーバースライダー改修などの施設改修に係る工事費となっております。第17節備品購入費は、高規格救急自動車1台の更新経費でございます。更新後の車両は、西脇消防署に配置いたしております。

第4款公債費は、消防施設整備に伴う借入の償還で、支出済額2億1,192万7,977円。不用額は2万7,023円となりました。

第5款予備費の支出はございません。

以上で令和4年度北はりま消防組合一般会計決算の認定に係る説明といたします。御審議を賜り、認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。

通告に基づき、発言を許可します。7番大畑一千代議員の発言を許可いたします。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） それでは、発言通告書に基づきまして、質疑を行いたいと思います。

令和4年度の北はりま消防組合一般会計決算の認定の件なんですけども、その中の主要施策の成果に関する報告の中でですね、火災予防対策の推進、こういったものがございませう。その中で高齢者施設等について、施設への立入制限により、一部を除き、査察ができなかったということですが、コロナ禍による施設からの立入制限と消防法による査察の優劣ですね、そういったコロナに感染されたら困る、コロナの菌を持って入ってきてもらったら困るということで、そういった査察をですね、拒否するといいますか、そういったことができるのか。その辺りの査察と消防法の査察、それとコロナ禍によるそういったことによる立入制限、こういったものの優劣について、一体どのようになっているのか、一つはお聞きしたいと、このように思います。

それから高齢者施設、それから病院とかの医療施設、それから宿泊施設、保育所、幼稚園、こども園もそうなんですけども。そういった査察状況についてですね、少し詳しくお聞かせください。要は自力でスムーズに万一のときに避難できないというような方がたくさん入所されてる、利用されてるという部分ですね、についてですね、やっぱり人命第一でございますんで、特にそういった施設については、重点的に査察をするべきだと私は思っております。そういったことができなかったというようなこともございますのでですね、そういった対象の施設数であったり、査察できなかった施設数。一体対象の施設が幾らあって、査察できなかったのはそのうち幾らあるのかというようなことですね。それから、そういった施設で改善が必要であった内容等があれば、お聞かせ願いたいと思います。

そしてですね、主要な施策の成果2のページ、3ページ、4ページに表があるんですけども、その辺りもですね、ちょっと理解しにくい部分がございますんで、どういうふうに読んでいったらいいのかということも含めてですね、少し詳しく説明をお願いしたいなと、このように思います。

それからもう一つなんですけど、監査委員の意見書が付いておりますが、その4ページに結びでですね、会計処理の一部において、軽微な誤りが見受けられというふうでございます。その内容についてもお聞かせください。

以上3点、よろしくお願いたします。

○議長（浅田康子君） 消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 今大畑議員から3点の質問がございました。その質問に対する答弁についてですけれども、まず主要施策の成果に関する報告書に関しての、査察に関する2点の質問については、予防課長のほうから答弁をさせていただきます。

そしてもう一点の監査委員の意見書に関する質問につきましては、企画財政課長のほう

から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅田康子君） 予防課長。

○予防課長（宇達康裕君） それでは、まず1点目の質問についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症を対象とした、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では、第32条で建物への立入制限が設けられておりますが、消防法による消防職員の立入検査との関係性において、法律上の優劣はないものと認識しております。

続きまして、2点目の質問にお答えさせていただきます。主要施策の成果に関する報告の3ページに、防火対象物の査察状況の表がありますので、それに基づいてお答えさせていただきます。まず、消防法の規制は、建物の用途により政令で1項から17項までの区分が設けられております。議員が御質問の宿泊施設は5項イ、病院等医療施設は6項イ、高齢者施設で避難が困難な要介護者が多数入所する施設は6項ロ、それ以外の高齢者施設及び保育所は6項ハ、幼稚園、特別支援学校は6項ニに区分されます。御質問の各数値につきましては、5項イの宿泊施設は、対象施設数92棟、査察実施数は20棟で、未実施施設は72棟でした。6項イの病院等につきましては、対象施設数115棟、査察実施数は7棟で、未実施施設は108棟。6項ロの宿泊を伴う高齢者施設等につきましては、対象施設数77棟、査察実施数は11棟で、未実施施設は66棟。6項ハのデイサービス等につきましては、対象施設数183棟、査察実施数は14棟で、未実施施設は169棟。6項ニの幼稚園、特別支援学校は対象施設23棟で、査察の実施がありませんでしたので、未実施施設は23棟になります。

続きまして、査察の結果、改善が必要であった内容につきましては、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防用設備等点検の実施及び報告、消防用設備等点検による不備事項の改修、消防訓練の実施、防災物品の使用、避難経路における物品の除去などを指示しています。

続きまして、3ページから4ページの表について簡単に御説明いたします。まず、3ページの防火対象物の査察状況の表から説明いたします。表の縦の欄の1項から17項までにつきましては、消防法施行令別表による用途でございます。その中で、不特定多数の方が出入りし、又は災害時等に援護が必要とされる方が利用する用途として、特定防火対象物となるものは、先ほど御説明した5項イ及び6項のほか、1項が劇場、集会所等、2項が遊戯施設等、3項が飲食店、4項が物品販売店舗、9項イが蒸気浴場等、16項イは、特定用途を含む複合用途防火対象物となっております。

続きまして、用語について御説明いたします。総合査察とは、消防法第4条を根拠とする防火対象物に対する立入検査でございます。特定査察とは、消防法第17条に基づき設置された消防用設備等に対する検査でございます。条例関係とは、ボイラーや発電設備、変電設備等、火災予防条例による届出に対する検査でございます。対象物数とは、北はり

ま管内の全防火対象物数であり、総合査察は、令和4年度に実施した立入検査実施数となります。

続きまして、4ページの危険物施設の査察状況の表について御説明いたします。まず、用語について御説明いたします。総合査察とは、消防法第16条の5を根拠とする危険物施設に対する立入検査でございます。特定査察のうち、完成検査前検査とは、消防法第11条の2を根拠とする液体危険物タンクに対する検査で、タンクの形状や漏れの有無を確認するための検査です。また、完成検査とは、消防法第11条をその根拠とし、危険物施設を新たに設置又はその後変更した場合、施設の完成後に実施する検査でございます。中間検査とは、地下埋設配管等、完成検査においてでは確認できないものについて、その工程ごとに行う検査となっております。条例関係とは、指定数量未滿の危険物と火災予防条例による届出に対する検査でございます。移譲事務施設とは、高压ガス施設や液化石油ガス施設のうち、兵庫県から事務移譲された施設に対する検査でございます。施設数は、北はりま管内の全危険物施設数であり、査察件数は令和4年度に実施した立入検査実施数となります。

主要施策の成果に関する報告書に関しての2点の御質問に対する説明は以上でございます。

○議長（浅田康子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩城雅史君） 大畑議員の3点目の質問にお答えさせていただきます。監査委員の意見書での会計処理の一部において、軽微な誤りが見受けられるとの内容につきましては、一点御指摘を受けております。その内容につきましては、西脇消防署に配置してありましたはしご車と加東消防署に配置してありましたはしご車の配置替えに際し、本来、それぞれの車両に関わる経費も配当替えを行う必要がありましたが、流用により対応したことについて御指摘を受けております。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） はい。大畑議員。

○7番（大畑一千代君） まず、第一点目なんですけども、施設側からの立入制限と消防法による査察の優劣、これは優劣がないという回答だったと思うんですが、優劣がないのであればですね、これ査察をするべきじゃなかったんでしょうか。今表の説明もいただきましたが、対象物数についてはこれ全部と。北はりま消防管内にある施設全部の件数だというふうなことだと思うんですけども、これ何年かに一回とかいうふうに決まっておるのかなというふうに思うんですが。それで昨年度のですね、分を見ましてもね、積極的には査察は実施せずに、違反是正や災害時の人命危険が大きい施設に対する指導に重点を置くというふうになっておってですね、余りこの積極的には査察が、令和3年度においても、令和4年度においても、実際できてなかったということになると思うんですよね。ということになりますと、もしものときに人命が損なわれる、これがあっては決してならない。

人命第一なんです、もしそういうことになった場合にですね、やっぱりそしたら消防のほうからの指導はどうだったんだということが、いろんな火災が発生するたびにですね、マスコミ等で消防署の査察のあり方、指導のあり方っていうのは問われることになろうかと思うんですよね。ですので、そういうことから申しますと、まず人命が一番大事ですから、人命を大事にするという観点からも、査察をしっかりとやって、しっかりと指導をしなければいけなかったんじゃないかな。今指導の内容とかになりましたら、防火管理者がしっかりと決められてないとか、防火計画、消防計画ですか、そういったものがないとか、あるいは避難経路に物が置いてある。そういったところの指導もしてきたというようなことをですから、そういうケースは、査察を行っていない、できなかった施設についても、かなりあるんじゃないかなと私は思うんです。心配になるわけですよ。そういったところ、今後ですね、しっかりと査察をしてもらわないと、そして指導してもらわないと、消防としての責任が全うできないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りの見解について、再度お尋ねをしたいと、このように思いますが。

○議長（浅田康子君） 予防課長。

○予防課長（宇達康裕君） はい。それでは、今の質問については2点質問があったのではないかと考えております。

一点目は、人命が第一であり、そういった施設についてなぜ査察をしなかったのかというのが一点。それと、今後についてはどうされるつもりかというのが2点目の質問であったと考えております。

一点目の質問につきましては、令和4年度には新型コロナウイルス感染症についての知見も深まりまして、感染対策を実施した上での査察には努めてまいりました。ただし、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に重篤となる可能性が高い高齢者施設、またクラスターが発生した場合に社会機能に重大な支障を及ぼすと考えられる医療施設、これらにつきましては、感染を広げることを防ぐ意味合いから、査察を自粛していたものとなります。今後につきましては、令和5年の5月で第5類に移行しましたので、5ページの表にあります査察種別に応じた査察を積極的にやっていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） ぜひともですね、しっかりと査察なり指導を行ってほしいと、このように思います。これまでからですから、積み残してきた部分もかなりあると思うんですけれども、どうなんですかね、人員的に今の体制で、実際問題としてですよ、査察が行っていきけるような人員配置になっているのか、その辺りの観点について、最後お尋ねしておきます。

○議長（浅田康子君） 消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 予防査察が今の人員で十分できてるかどうかということなん

ですけれども、確かに現在定数208名、それから再任用等で実働220余りで、消防体制を今現段階で整えております。その中で、人員的には非常に厳しい状況ですけれども、いろいろと工夫をしながら対応しております。まず、指揮隊の関係であったり、例えば指令センターの関係でも再任用をフルに活用させていただきまして、十分な対応であるかどうかというのは、まだ今後検討していかなければなりませんけれども、その中で予防査察に関しましては、各署に従来は予防担当日勤者が1名だったところ、もう1名日勤者を増員させまして。ただ何分、それを増やしたから十分な査察ができるかということ、なかなか厳しいものがあります。ほとんどの予防を担当している職員というのは、隔日勤務で現場対応を兼ねてしておりますので、なかなかその点では非常に、こちらが消防体制整備計画で掲げている目標に対しまして、そこまで十分な数値が上がってるかということ、まだそこまでの数値は上がっていないのが現状ですけれども、今限られた人員を工夫しながら、少しでも査察件数を上げて、いわゆる火災予防の方には十分に努めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（浅田康子君）　これで7番、大畑一千代議員の質疑を終わります。

その他、質疑はございませんか。

藤本議員。

○4番（藤本一昭君）　本予算のですね、決算を通じてのことでお聞きしたいと思います。本決算を通じてですね、次年度の予算編成に向けて動かれるというふうに思うわけですが、今後もですね、課題と資機材の更新とかですね、デジタル化に推進するDXに対しての今後の方向性については、どういうふうな対応をお考えかをお聞きいたします。

○議長（浅田康子君）　はい、消防部長。

○消防部長（小西康夫君）　来年度予算も今取りかかっている状況ではございますけれども、大きくハード面ではやはり車両の更新、それから指令センターの更新等も現在考えている状況であります。ただ、経常経費につきましては、できるだけ抑えていくといえますか、その点を図りながら、何分、この組合というのは、各構成市町からの負担金で運営している組織でございますので、各構成市町につきましてもかなり厳しい状況で予算を組んでいる状況ですから、そういったことも踏まえてやっていきたいと、このように考えておりますけれども、ただ車両更新、またそういった指令センターの更新等につきましては、費用がかかる面がございまして、その点については十分に幹事会、管理者会等で検討していきながら、前へ進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（浅田康子君）　藤本議員。

○4番（藤本一昭君）　それでね、先ほど予算の、実質的にですね、総予算が23億6,000万円程度という内容で、人件費に至っては18億7,000万円程度であるというよう

なお話で。実質的にですね、マンパワーの消防職員の皆さんの給与でほとんど9割ほど賄われているという実態を改めて感じましてですね、今後人員面の給与改定も、それは潤沢にできたほうがいいんですが、そこと今後の予算の人件費が90%でいいのか。それをもうちょっと規模を上げるとか、そういった方向性というか、人件費とのバランスということについては今後どういった方向でお考えですか。

○議長（浅田康子君） 暫時休憩いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時06分 開議

○議長（浅田康子君） 会議を再開いたします。

質問者に関しましては、数字のこともありますし、通告書を提出の上、御質問いただきたいと思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思っております。

ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和4年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（浅田康子君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第9号議案

北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（浅田康子君） 次に、日程第5、第9号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第9号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。要旨を御覧ください。

改正理由につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことにより、北はりま消防組合火災予防条例において所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正内容です。今回の改正では、蓄電池設備に係る基準及び固定燃料を使用した火気設備の離隔距離に関する基準の見直しの2点を主な内容としております。

まず、第13条で規定しております蓄電池設備については、同条第1項で、規制対象の規制に係る単位をアンペアアワーセルからキロワット時に改めるとともに、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え、20キロワット時以下のものであって、蓄電池設備の出火防止措置等が講じられたものとして、消防庁長官が定める基準に適合するものについては、規制の対象から除くこととしております。また、各種の蓄電池設備において、共通的に求められる地震時の転倒防止措置等について規定するとともに、開放型鉛蓄電池を用いたもの以外については、耐酸性の床等に設けなくてもよいこととしております。

次に、同条第3項では、屋外に設ける蓄電池設備の位置について、一定の要件を満たすものを除き、建築物から3メートル以上の距離を保つこととするほか、蓄電池設備の位置、構造及び管理について、同条第4項で準用する第11条第1項第3号の2、第11条の2第1項第4号の規定を改めております。また、第44条で規定する消防長への届出については、蓄電池容量が20キロワット時以下のものは不要といたしております。

次に2点目の固体燃料を使用した火気設備の離隔距離に関し、別表第3に固体燃料を用いた厨房設備の設置に際し、必要とする建築物等の部分からの離隔距離を新たに追加しております。

条例の施行期日につきましては、令和6年1月1日とし、経過措置としてこの条例の施行の際、現に設置されている設備又は現に設置の工事中である設備などについて、その取扱いを規定しております。

以上、第9号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第9号議案 北はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浅田康子君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 一般質問

○議長（浅田康子君） 次に日程第6、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

それでは、7番、大畑一千代議員の発言を許可いたします。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 通告に基づきまして、一点、情報開示事務について一般質問をさせていただきます。

本年2月の定例議会における北はりま消防組合議会、個人情報保護に関する条例施行、条例制定の件、法律施行条例制定の件ですね、の審議においてですね、開示請求手数料無料にするという考えはなかったのかとの私の質疑に対し、提案者である東野議員から答弁をいただいた中に、そのほとんどが火災や救急の際、保険申請に関わる原因証明に関するものだとの説明を受けた。個人の利益に関するものであり、個人の負担になっても、公平性の観点から問題ないとのことでありました。このことは、本会議の前に開催された議員協議会における東野議員から理事者側への質疑、公文書や個人情報の開示請求をされる理由、目的についての質疑があり、それに対する小西消防部長からの答弁を受けたことによるものでございます。

そこでお尋ねしたいのは、まず一番目に、市民等が開示請求する理由や目的をどのように把握しているのか、してきたのかお尋ねをいたします。議員協議会における小西部長の答弁ではですね、過去にさかのぼって調査したとの内容であったと記憶しておりますが、開示請求には開示請求する理由や目的を記載する欄はございません。理由や目的がなぜ把握できたのか、お尋ねをいたします。まず、この件についてお答えください。

○議長（浅田康子君） 消防部長。

○消防部長（小西康夫君） それでは、お答えをさせていただきます。本年2月27日の議員協議会におきまして、東野議員から、個人情報保護に関係をした開示請求というのは何件くらいあって、また、どのような内容で情報公開というのはあったのでしょうかという質問がなされ、その質問に対しまして、私が次のような答弁をいたしました。

まず、組合が発足以降の個人情報の開示請求は15件で、その請求内容につきましては、大体が火災関係書類、救急関係書類で、いわゆる保険請求に関する開示請求となっているのが現状であること。そして、令和4年度にあった個人情報の開示請求は4件で、火災関係が3件、救急関係が1件であったことを現状として答弁をさせていただいております。

今大畑議員がこのことに関し、開示請求書には理由や目的を記載する欄はないのに、どうして過去の分まで理由等が把握できているのかということでございますけれども、確かに開示請求書に関しましては、理由や目的を記載する欄がございませんし、我々職員のほうから請求者に対しまして理由を求めることはしておらず、その結果、書類上、明確にこういった理由というのは残っていないのが現状でございます。ただ、開示請求の実際のそ

の実務の中で、事前に相手方から電話連絡が入ってきて、情報開示の理由を自ら述べられる。また、本人が来庁された際には、保険会社から言われて手続に来ました等、相手方から理由を述べられるのが実情でございます。現在の担当職員、また、当時の担当職員にも聞き取りをした際にも、消防として開示請求自体の件数が少ないことから、そういった内容を記憶しておりまして、それを総括して議員協議会での私の答弁となっております。

従いまして、大畑議員がお尋ねになっておられる理由や目的の把握についてでございますが、職員が相手方に理由等を聞き、書類上に記録していることでその理由等を把握しているのではなく、私のほうから職員の聞き取りにより、把握したものでございます。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） はい、ありがとうございます。一つはね、安心しました。個人情報取扱いあるいは開示請求に関する事務の流れと申しますか、どういった部分について注意をしなければいけないということは、御承知のことなんだろうと思います。そして、要は開示請求される御本人からの、自らこういうことに使うからそれに適した書類が要るんだというふうなことで、恐らくそういう言い方で、どう言うんですか、どんな書類があるんだ、どんな書類が欲しいんだということになっていったんだろうと思います。署のほうから請求されたものではないということをお聞きして一つは安心しました。

それですね、次のことに、2番目に入るんですけども、この開示請求書に開示請求する理由や目的を記載する欄がない、ないわけなんですけども、これはもちろん様式を作るときにですね、そういう欄を作り忘れたわけじゃないんですよ。要は情報公開の重要性だとか必要性の観点から、理由や目的は全く関係がなく、それを求めるのは不適切だとの考えから、そういう欄は設けられてないんですよ。仮に理由や目的を何かの形で求められていたとすれば、個人情報保護条例第6条、旧のですね、旧の個人情報保護に違反することになります。不要な個人情報は保有すべきでない。保有してはならないのは今も変わりがないんですけども、この情報開示請求に関わらず、そういった不要な個人情報を保有すべきでないというところの部分についてはどのようにお考えなのか、聞かせてください。開示請求書にそういう欄がない。そのことについてはよく分かりましたんで、全体として個人情報のほうについてですね、お考えをお聞きしたいな、このように思います。

○議長（浅田康子君） 消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 旧条例の第6条第2項は、実施機関は前項の規定により、特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないと規定してございます。また、このたび改正されました個人情報の保護に関する法律第61条第2項におきましても、行政機関等は前項の規定により、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。このように記載されており、改正前の条例でも、改正されました法律においても、理由や目的を求めない解釈は変わっておらず、公

平で開かれた行政を推進していくために、適切な事務執行に今後も努めていく必要があると、このように考えております。

以上です。

○7番（大畑一千代君） はい、ありがとうございます。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） はい、ごめんなさい。

そういうことですね、しっかりと個人情報の保護、あるいは情報開示の精神についてはしっかりと認識されておるといことが分かりましたので安心をしております。

私自身、この質問ですね、2月27日の本会議の場で気が付いておれば。うっかりして気が付かなくて、今日に至ってるわけなんですけども。実はその日ですね、もう寝ようと思ってベッドに入ってから、ふと、ふとですね、何であの理由とか目的とか分かったんだろうというふうに気が付きまして、慌てて飛び起きて例規集を見てみたら、やはりそういう理由とか、目的を書く欄はない。なかったんですよ。ですからそれからずっと不思議には思っておったんですが、今日そのことが分かりましたので、私としてはすっきりとしたところでございます。

こういった情報公開ですね、というのが求められてきたのが、平成の初め頃だったと思うんですよ。各近隣自治体においても、情報公開条例あるいは個人情報保護条例を作ったのが平成10年前後でなかったかなと、こういうふうに思ってるんですけども。あれから二十数年経ってしまっております。改めてですね、こういった精神というものを、しっかりと今の職員の皆様方あるいはもっと若い職員の方々にもですね、知ってもらいたいなど、こういう思いもあります。

それでですね、第3番目の項目なんですけども、情報公開条例第1条目的の規定についてですね、どのような思い、考えを持っておられるのか、お尋ねして終わりたいと思います。難しい言葉を羅列してあるとは思いますが、かみ砕いてですね、どんな思いでいらっしゃるのかというのをお聞きしたいなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅田康子君） 消防部長

○消防部長（小西康夫君） それでは、お答えをさせていただきます。

この情報開示制度につきましては、条例の目的とする組合の行政運営の透明性の向上と、そして管内の住民の組合行政への参画を促進する上で大変重要な制度と捉えております。

このような理解のもと、今後とも法の目的、制度の趣旨についての理解を深め、適切な事務執行に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（浅田康子君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） はい、よろしくお聞きしたいと思っております。今申し上げましたよ

うにですね、この条例の目的、あるいはこの条例だけではなくってですね、その以前には行政手続条例というようなものも作られてきました。それは少し前だったと思うんですけどね。そういったことも含めて、透明性の向上というのが一つの大きな目的であり、そしてですね、情報の公開っていうのも、要は最終は住民の行政への参画だと、今小西部長おっしゃったようにですね、それが最終の、最終の目的でもないんですけども、大きな目的の一つになっております。ですからそういう観点から、この条例をしっかりと運用してもらいたいなど、このようにも思いますしですね、そのことをしっかりと念頭に置いて仕事してもらいたいと思うんです。要はですね、極端なことを申しますと、皆様方のオフィス、事務所にある書類、ロッカーの中にある書類。これは職員のもの、組合のものではないんです。そこにはあるんですけども、それは、極端な話ですけども、それは全部市民のもの、住民のものだというふうな認識でやっていただければですね、もっともっと情報の提供、それから情報の公開、そして情報の提供公開で、賄えない部分と申しますか、これはどうなんだろう、公開してもいいんだろうか、提供してもいいんだろうか。あと残った部分が開示請求で開示される部分だというふうに、私は認識しております。そういったところについてもですね、しっかりと認識された上で、事務を進めてもらいたいと思うんですけども。最後にその辺りの観点からのお答えをいただければありがたいですが、よろしく申し上げます。

○議長（浅田康子君） 消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 確かに今大畑議員が言われましたように、今は原則、情報というのは開示しなければならないというふうになっております。ただ本人のものであっても、その本人が請求しても、どうしても不開示であるという部分もあります。そういったことですけれども、我々が、いわゆる組合の行政というものができるだけ透明性にしていこうと思えば、やはり先ほど言いましたように、住民参画というのは非常に大事になってくるだろうと思います。先ほど大畑議員が三つ目に聞かれました、情報公開制度の第1条の目的、これが全てだと、このように考えておりますので、それにつきまして、組合行政はあくまでも住民の参画で、住民とともに適正で、ちょっと言葉が今見つからないんですけども、適正に事業執行していくことが、透明性につながって、住民の信頼にできていけると、そのようなことだと考えております。特にこの情報公開制度というのは、非常に事務的にもいろいろ開示、不開示、一部開示とか、難しいところが多々ありますけれども、これにつきましては、職員一同がこの情報公開制度を十分に熟知いたしまして、情報公開に請求に来られた際には、丁寧かつ適切な対応をして、今後やってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（浅田康子君） よろしいですか。

これで7番、大畑一千代議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしました。

これをもって、第49回北はりま消防組合議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田康子君) 御異議なしと認め、第49回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

午後3時28分閉会

挨拶

○議長(浅田康子君) 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期定例会に付議されました案件につきまして、議員各位の慎重なる御審議により、滞りなく終了することができましたことを厚くお礼申し上げます。管理者以下、執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

また、議員各位におかれましては、健康に十分御留意され、消防行政の積極的推進と地域住民の安心・安全に御尽力を賜らんことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。

次に、片山管理者から御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者(片山象三君) 第49回北はりま消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日、お諮りいたしました案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。

開会の挨拶にも申し上げましたとおり、北はりま消防は今後とも皆様の付託にお応えし、地域の皆様に安全・安心が提供できるよう、消防体制の充実強化に努めてまいります。北播磨地域もコロナとかインフルエンザが流行ってきております。

最後になりますけれども、議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍いただきますことを祈念申し上げまして、今後とも北はりま消防の運営に一層の御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(浅田康子君) 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもって、散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 浅田 康子

会議録署名議員 下江 一将

会議録署名議員 中村 龍治